

65歳以上の方へ

[令和7年度]

詐欺電話対策機器を 無料で貸出します



特殊詐欺や悪質商法などの電話に不安を感じませんか？
被害を防ぐために固定電話の対策をしましょう。

対象者： 65歳以上の市民の方（一世帯に一台まで）

- 誕生日が昭和35(1960)年7月31日以前の方が対象です。
- ご家族の方等からの代理申請もできます。

注意 下記に該当する方、及びその方と同一世帯の方は貸出の対象外です

- ① 平成29年度、30年度に高槻市から詐欺電話防止機器（トビラフォン）の無料貸出を受けた方
- ② 令和5年度、6年度に詐欺電話対策機器の無料貸出を受けた方

申込受付： 令和7年8月4日(月)から

平日 9:00～16:30 （先着順・350台）

★休日受付日あります★

令和7年8月24日(日) 9:00～16:30

- 手続きには30分ほどお時間がかかります。ご了承ください。

申込場所： 高槻市立消費生活センター

高槻市紺屋町1番2号 クロスパル高槻2階

持ち物： 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、高齢受給者証など）

- 代理人が申込される場合は、本人と代理人両方の本人確認書類が必要です。
- 本人確認書類がない場合、受付できません。

★★★★★ 裏面の注意事項もご確認ください ★★★★★

問合せ

高槻市立消費生活センター

TEL：072-683-0999 （平日 8:45～17:15）

■詐欺電話対策機器とは

電話着信時に「迷惑電話防止のためこの通話を録音します」とアナウンスを流し、受話器を取ると自動で録音する装置です。詐欺や悪質商法の場合、録音されることを嫌がるため抑止効果があります。

電話機に「迷惑電話防止機能」がついていないか確認を！

ご自宅の電話機に「迷惑電話防止機能」があれば、機器を設置する必要はありません。

お申し込みの前に、ご自宅の電話機に右図のようなボタンがついていないか確認してください。

図：迷惑電話防止機能ボタンの例

迷惑防止



■注意事項

- ホームセキュリティや、エレベーター、市が設置する「緊急通報装置」などの非常通報装置を設置されている場合、詐欺電話対策機器の取り付けはできません。
非常通報装置が正常に稼働しない可能性がありますので、機器との併用はしないでください。
- 機器は、申請書に記入された電話番号に設置してください。
- 機器の取り付けは、ご自身又はご家族等で行ってください。
- 機器の電気料金は、自己負担となります。
- 機器を第三者に譲渡や貸与することはできません。
- 機器はアナログ2線式（アナログ回線、PBX回線、INS回線、IP回線）対応です。電話回線や電話機の種類によっては取り付けできない場合があります。
- 機器を破損・紛失した場合、修繕・交換費用は自己負担となります。
- 申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに高槻市へ届けてください。
- 貸出期間は令和14年5月31日まで。（期間中に市外へ転出される場合などは機器の返却が必要です。なお、期間終了後の返却は不要です。）
- 高槻市からアンケート調査を依頼することがあります。